

## 議案第43号

### 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
<p>1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1)・(2) 略</p>	<p>各市、岩美郡                      岩美町、八頭                      郡若桜町及び                      八頭町、東伯                      郡の町並びに                      西伯郡の町村</p>
<p>略</p>	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
<p>1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1) 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。(2)において同じ。）                      (2) 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定</p>	<p>各市町村</p>
<p>1の2 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1)・(2) 略</p>	<p>各市、岩美郡                      岩美町、八頭                      郡若桜町及び                      八頭町、東伯                      郡の町並びに                      西伯郡の町村</p>
<p>1の3 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>
<p>略</p>	

24の2 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
（1）～（7） 略

東伯郡三朝町

24の3 略

24の4 略

24の5 略

24の6 略

略

24の2 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
（1）～（7） 略

東伯郡三朝町

24の3 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
（1） 第6条第1項及び第7条第1項の規定による特定工場の新設等の届出の受理  
（2） 第8条第1項の規定による特定工場の変更の届出の受理  
（3） 第9条第1項及び第2項の規定による必要な事項の勧告  
（4） 第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更の命令  
（5） 第11条第2項の規定による期間の短縮  
（6） 第12条の規定による氏名等の変更の届出の受理  
（7） 第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理

岩美郡岩美町  
及び西伯郡大山町

24の4 略

24の5 略

24の6 略

24の7 略

略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の項を削り、同表1の2の項を同表1の項とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年7月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 一部施行日前にされた請求に対する改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）別表1の項に掲げる認定（次項において「認定」という。）については、なお従前の例による。
- 3 一部施行日前に旧条例の規定に基づき市町村長又はその委任を受けた者がした認定は、改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、県がした認定とみなす。前項の規定により市町村長又はその委任を受けた者がする認定についても、同様とする。